

三十
智利
震災
火同
情ニ
対シ
感謝
ヲ表
セル
樂
譜送
付ノ
件

I-0410

0322

日本現代作曲家聯盟
委員長 清瀨保二
了り方之保長殿
出未得し心衣麻曼之印
方形入まいるやん



I-0410

0323

文化二
博

亞米利加局

公第ノスニ號

第二課人

同封
昭和十四年六月八日
接受



昭和十四年六月十二日

在智利

特命全權公使

鹽崎 觀



外務大臣 有田 八郎 殿

智利 震災 同情ニ 對シ 感謝ヲ 表セル 樂譜 送付ノ 件

今般當 市作曲家「アニバル、アラセナ、インアンタ」氏ヨリ 本年一月
ノ當國 震災ニ 對シ 日本 始メ 諸外國ヨリ 寄セラレタル 同情ニ 對シ 感謝
ノ意ヲ 表スル 爲メ 國民 氏ニ 感謝ヲ 捧ク「ナル 樂譜ヲ 作曲セル 趣ヲ 以
テ 右ニ 部 茲 許 送 付 ス 然 ルヘク 御 取 計 相 成 度

在チリ日本公使館

Agosto 14/1939

I-0410

0324

"HOMENAJE DE PROFUNDA GRATITUD A TODAS
LAS NACIONES QUE, FUERON NOBIEMENTE GENE-
ROSAS CON MI PATRIA: CHILE" - EN LA DESGRACIA
DEL 24 DE ENERO DE 1920."

GRACIAS A LAS NACIONES

HIMNO

Música de Anibal Arce y Infante.

外務省

I-0410

0325

(三)

感謝ヲ捧ケト題スル樂譜一部 茲許送付ス御查收相成
 東南右ハ本年一月智利國震災ニ対シ幸邦始メ諸外國
 ヲリ莫クセシラン同懐ニ対シ感謝ノ意ヲ表ス為作曲セラレタ
 モノニ非ズ右ノ次ヲ御含メノ上可然御利用相成相成
 別添 昭和十四年八月十二日附公カ一五二号公信附屬
 樂譜一部 添附ノ下

(日本標準規格 B5)

公 信 案

外 務 省

發信用執務用			
主信	2	1	3
附甲			
附乙			
附丙			
附丁			
備考	其係添附ノ下(老郵袋)		

懸案

文下
二

文書課發送日 昭和十四年八月拾五日發送済
 主 亞米利加局長
 任 第二課長
 米二機普通通信第四六一號 昭和十四年八月拾五日附 附屬
 受 東京市世田谷区松原町四ノ一四〇
 信 日本現代作曲家聯盟委員長
 名 清瀬保二
 東京市麹町区内幸町
 日本放送協會會長小森七郎
 各通
 名件録記 名人信發 亞米利加局長第二課
 溢澤課長
 名件 智利震災同情ニ対シ感謝ヲ表セル樂譜送付ノ件
 今般在智利國塩崎公使ヲ有宛送越シル同國サン
 千アゴ市佐由水「アニバル、アラセテ、インファンタ」氏作「諸國民」

(日本標準規格 B5)

公 信 案

外 務 省

文書課長

附屬物同封

正校(原稿) (淨書)
昭和十四年八月十四日起草
長嶺

I-0410

0326

寫

米二普通合第四〇六一號

昭和十四年八月十五日

外務省亞米利加局第二課長 澁澤信一

日本現代作曲家聯盟

清瀬 委員長

小森 日本放送協會々長

宛

智利震災同情ニ對シ感謝ヲ表セル樂譜送付ノ件

今般在智利國塩崎公使ヨリ當省宛送越シタル同國「サンチアゴ」
市作曲家「アニバル」アラセナ、インファンタ」氏作「諸國民ニ
感謝ヲ捧グ」ト題スル樂譜一部御參考迄茲ニ送付ス右ハ本年一月
智利國震災ニ對シ本邦始メ諸外國ヨリ寄セラレタル同情ニ對シ感
謝ノ意ヲ表スル爲作曲セラレタルモノナルニ付テハ右ノ次第御會
ミノ上可然御利用相成度シ

本信送付先 日本現代作曲家聯盟委員長 日本放送協會長

外務省

(日本標準規格B5)

附屬物附封

I-0410

0327

大工 190.1-2

洋書 190.1-2

20 Sept 迄 (郵便)

先般 智利國のサンチアゴ市作曲家アニバル・アラセナ、インファンタレ氏が同國憲法にこの諸外國の同情に對して作曲せしむる興味深い作品の諸國民に感謝を捧ぐるに即ち贈りし誠意に有難く即ち此の感懐に於て是れも亦その用せしこと日暮々として印象強く適当なる時季に之を利用致しむるに存し奉ず

右一厚く即ち申します

昭和十四年九月十七日

日本現代作曲家聯盟
委員長 清瀬保二

外務省 亞米利加局
第三課長

北澤信一 様
取



外務省 亞米利加局
第三課長

北澤信一 様

八月廿五日 美 寄

日本現代作曲家聯盟
委員長 清瀬保二



今般智利國サンチアゴ市作曲家アニバル・アラセナ、インファンタレ氏作の諸國民に感謝を捧ぐると題する樂譜即ち贈りし誠意に有難く即ち此の感懐に於て是れも亦その用せしこと日暮々として印象強く適当なる時季に之を利用致しむるに存し奉ず

右一厚く即ち申します

昭和十四年八月二十四日

I-0410

0328

工 190.1-2

本信照合票挿入先
門類項目
工 6002

(郵便)

昭和十四年九月十七日

日本現代作曲家聯盟
委員長 清瀬保二

外務省庶務課
才三課長

北澤澤信一様

先般智利國「サンチアゴ」市作曲家「アニバル・アラセナ」インファンタ「氏」が同國憲法に於てこの諸外國の同情に對して作曲された興味深い作品「諸國民に感謝」を捧ぐに御言葉を賜ふに幸ひ申上り申す。かゝる感徳に於ては、ことばを多に用ひ、印象を強く清濁を和らげ、その存に於て、



外務省庶務課
第二課長

北澤澤信一様

八月廿五日 才三

日本現代作曲家聯盟
委員長 清瀬保二



山

今般智利國「サンチアゴ」市作曲家「アニバル・アラセナ」インファンタ「氏」の諸國民に感謝の捧ぐ」と題する樂譜、御惠送「ト」に於て誠意に有難く御社に於て出版され、有るに於て使用致し、たいと存じます。

右一厚く即礼申上ります。

昭和十四年八月二十四日

I-0410

0329